

議案第 48 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正を踏まえ、特定教育・保育施設等の重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。